

## 高齢者用ICカード取扱規則の一部改正(案) について

### 1 改正の理由

すざか乗合タクシーでICカードKURURUを本年10月に導入したことから、各町村で発行している高齢者用ICカード（飯綱町IIZUNAであるきバスカード、高山村ふれあいパスポート、小川村まめってえバスカード）の現行の各取扱規則の一部を改正するもの

### 2 改正案の内容

項目名	条文番号	一部改正の内容
(適用範囲)	第2条第2項	乗車券等として使用することを定める運送約款等に、「すざか乗合タクシー運行业務委託契約及び協定書」を加える。

### 3 施行期日

令和2年10月1日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

【飯綱町】 飯綱町IIZUNAであるきバスカード取扱規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○飯綱町IIZUNAであるきバスカード取扱規則  <u>令和2年10月1日改正</u></p> <p>(適用範囲)            第2条 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードに係る取扱については、KURURU 取扱規則で定めるほか本規則で定める。            2 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードの対象路線及び飯綱町 IIZUNA であるきバスカードを媒体とする乗車券等としての使用については、KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置に関する条例、すぎか市民バス運行業務委託契約書及び協定書、<u>すぎか乗合タクシー運行業務委託及び協定書</u>、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。            3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。</p>	<p>○飯綱町IIZUNAであるきバスカード取扱規則  <u>令和元年12月1日改正</u></p> <p>(適用範囲)            第2条 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードに係る取扱については、KURURU 取扱規則で定めるほか本規則で定める。            2 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードの対象路線及び飯綱町 IIZUNA であるきバスカードを媒体とする乗車券等としての使用については、KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置に関する条例、すぎか市民バス運行業務委託契約書及び協定書、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。            3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。</p>

【高山村】 高山村ふれあいパスポート取扱規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="353 316 853 347">○高山村ふれあいパスポート取扱規則</p> <p data-bbox="824 359 1115 391"><u>令和2年10月1日改正</u></p> <p data-bbox="152 443 286 475">(適用範囲)</p> <p data-bbox="129 480 1115 544">第2条 高山村ふれあいパスポートに係る取扱については、KURURU 取扱規則で定めるほか本規則で定める。</p> <p data-bbox="129 555 1115 799">2 高山村ふれあいパスポートの対象路線及び高山村ふれあいパスポートを媒体とする乗車券等としての使用については、KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約書及び協定書、<u>すざか乗合タクシー運行業務委託及び協定書</u>、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。</p> <p data-bbox="129 810 1115 911">3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。</p>	<p data-bbox="1352 316 1852 347">○高山村ふれあいパスポート取扱規則</p> <p data-bbox="1816 359 2125 391"><u>令和元年12月1日改正</u></p> <p data-bbox="1173 443 1308 475">(適用範囲)</p> <p data-bbox="1128 480 2125 544">第2条 高山村ふれあいパスポートに係る取扱については、KURURU 取扱規則で定めるほか本規則で定める。</p> <p data-bbox="1128 555 2125 799">2 高山村ふれあいパスポートの対象路線及び高山村ふれあいパスポートを媒体とする乗車券等としての使用については、KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約書及び協定書、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。</p> <p data-bbox="1128 810 2125 911">3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。</p>

【小川村】 小川村まめってえバスカード取扱規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○小川村まめってえバスカード取扱規則</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和2年10月1日改正</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 小川村まめってえバスカードに係る取扱については、KURURU 取扱規則で定めるほか本規則で定める。</p> <p>2 小川村まめってえバスカードの対象路線及び小川村まめってえバスカードを媒体とする乗車券等としての使用については、KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約書及び協定書、<u>すざか乗合タクシー運行業務委託及び協定書</u>、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。</p> <p>3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。</p>	<p style="text-align: center;">○小川村まめってえバスカード取扱規則</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日改正</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 小川村まめってえバスカードに係る取扱については、KURURU 取扱規則で定めるほか本規則で定める。</p> <p>2 小川村まめってえバスカードの対象路線及び小川村まめってえバスカードを媒体とする乗車券等としての使用については、KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約書及び協定書、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。</p> <p>3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。</p>